

京都市消防局告示第5号

平成17年10月31日京都市消防局告示第4号（京都市火災予防条例第30条の2第2項第6号の規定に基づく火災の発生を感知し、及び報知する警報器に関する基準）及び平成17年10月31日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第30条の2第2項第7号の規定に基づく火災の発生を感知する機器に関する基準）は、平成26年4月1日から廃止します。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

(消防局予防部)